2011.2　静教組立教育研究所　所報 No.143

すべての子どもが幸せになるために

～子どもの権利条約からわたしたちにできることを考える～

集団への不適応、家庭の機能不全、子どもの貧困問題…
今、目の前で苦しんでいる子どもたちに
わたしたちは何ができるのだろう

- ●今すぐ参考になる!…子どもたちの抱える問題と対応事例
- ●どこに相談したらいいの?…身近にある学校外部機関の紹介
- ●一緒に考えましょう!…社会保障制度のあり方について考えるシンポジウム抄録

静岡県教職員組合立教育研究所
子どもの権利条約推進委員会

4　ミニシンポジウム抄録
子どもの権利条約から子どもの「幸せになる権利」を考える

政権交代後、子ども手当の支給、高校授業料無償化などようやく社会福祉政策が動きを見せ始めている。事例に出てきたような「貧困な環境におかれている子どもたち」を救うには、学校だけではどうにもできないことも多い。こうした子どもたち、その背後で苦しんでいる保護者たちにはどのようなセーフティネットが必要なのだろうか。2010年9月に行われたシンポジウムにおいて基調提案をお願いした鳶咲子さんの話とシンポジウムの抄録を掲載する。

鳶　咲子さん

早稲田大学非常勤講師。
筑波大学大学院経営・政策科学研究科修了。
博士（法学）。参議院事務局にて議員立法のDV防止法改正を担当。
それを機に、子ども・女性の貧困に関する調査・研究に携わる。
「子どもの貧困白書」のほか、就学援助、パートタイム労働、議員立法等に関する論文を執筆。

基調提案「子どもの貧困と就学援助制度」　鳶　咲子

＜学校で起きている事例について：複合的な困難の構造＞

早稲田大学で非常勤講師をしておりますが、参議院の調査スタッフとしても働いております鳶咲子です。議員立法にかかわって、ドメスティックバイオレンス法（ＤＶ法）を担当したことが、子どもあるいは女性の貧困の問題について考える大きなきっかけとなりました。

研究所の事例をうかがって、やはり虐待とか貧困、ネグレクトなどの問題は複合的に生じていると思いました。私がＤＶ法をきっかけに、女性の貧困、ひとり親家庭、離婚後の生活再建などについて調査を行った時にも同じことを感じました。北海道大学の松本伊智朗先生が中心となって事例研究をされています。図①は児童相談所で受理している虐待相談事例（児童相談所に通報がされ、児童相談所が虐待として受理した事例）の分析です。遅刻がきっかけで虐待が分かったという事例の紹介がありましたが、松本先生は分析した虐待事例119例の45％で不登校がみられたと言っています。「不登校や遅刻」があったときに「もしかしたら…」という見方をすることは大事なことだと思います。

「子どもの困難」と同時にあるものとして、いろいろな障がいがあります。病弱、虚弱などの身体的障がい、知的障がい、発達障がい、自閉症、言語遅滞などが６割ぐらいにみられると言われています。暴力傾向非行、いじめの被害にあう、いじめの加害者になることなどが単独で表れるのは15％に過ぎず、ほとんどは他の困難と複合しています。

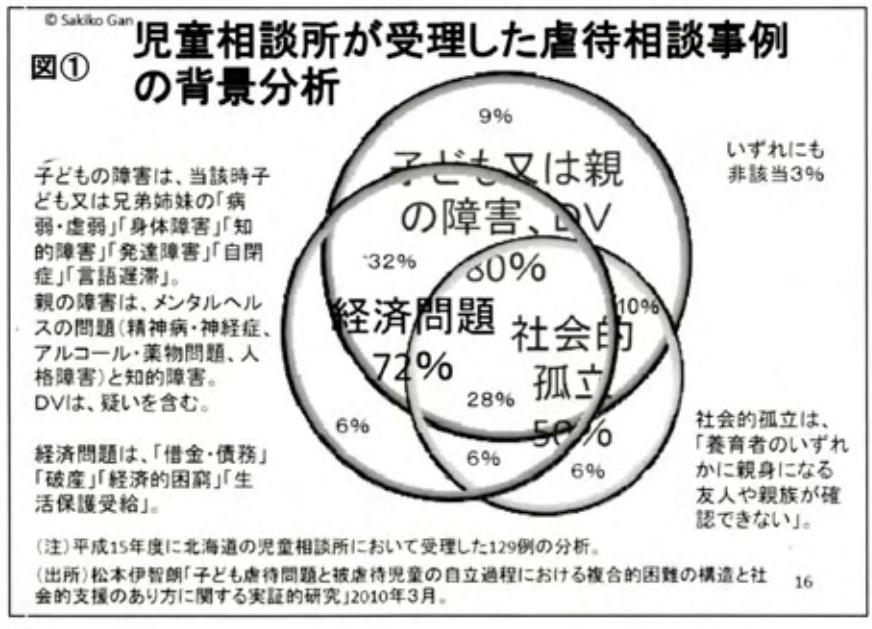

＜親の抱える困難＞

子どもの問題を複合的に構成する親の抱える問題として、メンタルヘルスの問題があります。具体的には、精神疾患、アルコールや薬物依存、人格障がいや知的障がいなどが挙げられます。

経済的問題も複合的な原因の一つです。前記119例の72%が、借金や債務、破産などにより経済的困窮の状況にあります。経済的な問題が絡まない虐待事件というのは探すことが難しいのではないでしょうか。社会的孤立も親が抱える困難の一つです。親身になって相談にのってくれるような友人や親族がいないケースが全体の50%あります。このような困難が重なり合って、いずれにも該当しないという例は全体の３%しかありません。

＜増加する就学援助：その原因は？＞

学校では、要保護・準要保護という言葉がよく使われると思いますが、就学援助制度というのは準要保護に該当するものです。就学援助制度を手がかりに、子どもの貧困について考えてみたいと思います。

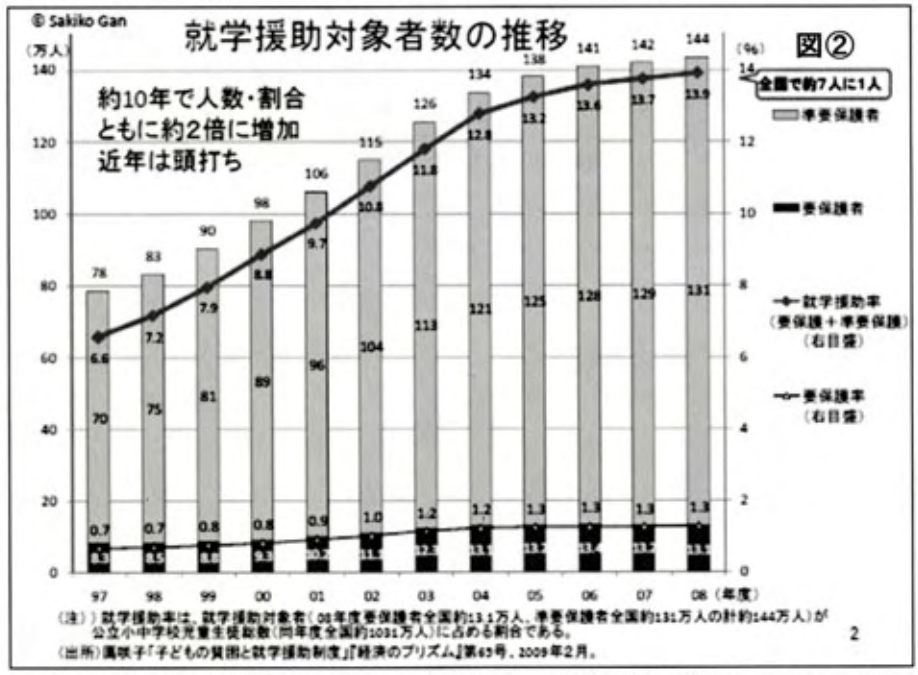

このところ就学援助を受ける子どもが非常に増えています(図②)。全国で144万人、13.9%の子どもが要保護、準要保護を受けています。最近、厚労省が発表した「子どもの貧困率」が14%ですから、ほぼ同じ数字です。就学援助(準要保護)は、1997年から2008年までの間に、ほぼ２倍に増えています。増えている原因については(複数回答による調査)、企業の倒産やリストラなどによる経済状況の変化によるものが８割、離婚等によるひとり親家庭の増加が６割、就学援助制度が知られてきたが１割、あと保護者の意識が変わったなどが続いています。現在、雇用環境が非常に悪化し、３人に１人が非正規雇用者となっています。ひとり親家庭の増加の原因は離婚ということです。調停に持ち込まれた離婚の原因としては、「性格の不一致」が多いのですが、女性からの訴えで多いのは暴力(DV)と精神的な虐待です。DVを理由に離婚の申し立てができるような時代になったと言えるのかもしれません。

ひとり親家庭、特に母子家庭になるとどのようなことが起こるのでしょう。東京都が1997年から2007年にかけて行った調査によると、1997年では７割の母子家庭のお母さんは常用雇用者でした。ところが、５年後の2002年には常用雇用者は55%に、10年後の2007年には40%に減っています。増えたのはパートやアルバイトで、年間収入が200万円未満、100万円未満という人が増えています。

＜就学援助制度：就学の保障ではなく援助…？＞

憲法26条には「教育を受ける権利」「子どもに教育を受けさせる義務」「義務教育の無償」ということが書かれています。現在、義務教育の無償は「公立小中学校の授業料」「小中学校の教科書」（教科書は公立学校だけでなく、私立や国立でも小中学校であれば無償）の２つだけです。教育の機会均等の理念から、教育基本法第４条があります。これは旧基本法の３条にあたる規定ですが「国及び地方公共団体は能力があるにも関わらず経済的理由によって就学が困難な者に対して奨学の措置を講じなければならない」と書かれています。学校教育法にも「就学困難と認められる児童、または生徒の保護者に対して、市町村が必要な援助を与えなければならない」とあります。

学校教育法は「就学の援助はまず市町村の責務」と規定しています。それを受けて、就学奨励法では「市町村が行う就学援助に対して、国は予算の範囲内において必要な経費の一部を補助する」としています。あくまで主体は市町村なのだと、非常に地方分権の進んだ制度として就学援助というのは構成されています。

＜生活保護と就学援助＞

就学援助の制度は複雑です。要保護、準要保護、生活保護と複雑にかかわっています。例えば、要保護家庭の修学旅行費は生活保護費でなく、就学援助費からお金が出ていますが、ご存じでしたか？林間学校の費用は生活保護費から出ています。どうしてこのように分けられているのか、市の福祉部局に電話して聞きました。すると「林間学校は学校だから（生活保護から出るけれど）、修学旅行は旅行だから駄目です」という答えでした。この制度ができ昭和20年代は、修学旅行というものが非常に贅沢なものだったのでしょうか？いずれにしても、昭和20年代・30年代の発想です。

修学旅行に行けない小中学生が随分いるのではないか、そういうことがあっていいのでしょうか。現行の制度は、修学旅行に参加することを前提とはせず「どうしても行きたければ、生活保護でなく就学援助のほうを別途申請して費用を補助してもらいなさい」ということになっています。

生活保護（要保護）と就学援助（準要保護）の違いは、認定基準の所得額にもあります。多くの場合、就学援助は、生活保護基準に比べ1.3倍ぐらいに設定されています。ただし、市町村によって設けている所得水準は異なっています。それから、生活保護は年間所得が少ないということだけではなく、資産があると適用から除外されます。例えば、持ち家がある場合、なかなか生活保護は受けることができません。まずはその持ち家を売却するように言われます。就学援助は資産調査をせずに、主に年間所得が基準になります。主旨が「子どもの就学に対して支援をする」ということだからです。

＜就学援助制度が知られていない理由＞

就学援助制度と生活保護制度の関係は複雑です。修学旅行費が（生活保護から）出ないということもあまり知られていません。どうして知られていないのでしょう？

就学援助の説明会や研修を行っている自治体がどれくらいあるのかというのを調べた方が

いらっしゃいます。図③は、東大の大学院生で『知られざる就学援助』の著者湯田伸一さんのデータです。全国の８割近くの自治体が、保護者に対する就学援助制度についての説明会を行っていません。２割くらいが、就学援助の事務担当者ある学校事務職員を対象に行っているだけです。湯田さんから静岡県のデータも見せていただきましたが、全国的な数字とほとんど変わっていません。

図③ 保護者対象の「就学援助説明会」実施状況

＜義務教育を受けるために必要な費用と校納金の未納＞

就学援助制度はなぜ必要なのか？先ほど、義務教育無償の対象は授業料と教科書代だと言いました。しかし、義務教育学校に通うには、それ以外にもたくさんのお金がかかります。給食費や教材費、遠足の費用など１年間で、小学生で10万円、中学生で18万円と言われます。中学生になるとこれに部活参加の費用が加わります。公立中学校では、完全給食が実施されていない中学というのがかなりありますので、18万円というのはやや低めに見積もった数字で、完全給食が実施されている学校ではもっと高い数字になります。

給食に関しては、地域によってかなり差もあると聞いていますが、2007年の調査で、給食費の未納が全国で９万９千件、全体の１％が未納。未納総額が年間22億円ということが示され、マスコミでも大きく報道されました。給食費未納に関して学校が認識している主な原因としては、保護者としての責任感や規範意識の欠如が６割、経済的な問題が３割ということでした。

先ほどの「児童相談所が受理した虐待事例の背景分析(図①)」を見ていただいたように、保護者の責任感や規範意識欠如は、ネグレクトや育児放棄との関係がかなり深いと考えられます。ネグレクトというのは児童虐待の一種です。子どものことに注意をはらえなくなると。毎月決まった日に給食費を納めたり、あるいは決まった口座に給食費を入金したりということができなくなってしまいます。文科省は「責任感や規範意識の低下」と「経済的な問題」を分けて調査していますが、図①の３つの円のように大きく重なり合っています。例えば、ひとり親の家庭で、パートの仕事を２つ３つかけもちしていたら、子どもの給食費のことまで気が回らなくなってしまうかもしれない。2007年の給食費調査では事態の解明(ネグレクトと経済的な問題の重なりなど)をそこまで踏み込んで行わなかったのです。

＜受給資格がありながら申請しない：生活保護や就学援助を申請しない理由＞

もう一つの未納の原因である経済的な問題について。生活保護や就学援助の受給対象資格を有しながら、申請を行っていないという例がかなりあります。受給資格があるのに支援を受けない理由について考えたいと思います。

2009年、東京都で「ひとり親世帯が生活保護制度をどのくらい利用しているのか。利用していない場合にはその理由は何か」という調査を行いました。利用した人は全体の8.6%、

年収100万円未満の場合は14.1%です。年収100万円未満の人の85.9%は利用してないわけです。生活保護が過去最高になったという報道がありますが、子どもがいるような働き盛りの年代の人は、ひとり親家庭であっても生活保護を受けるのは非常に難しいのです。まず働くように言われます。

利用しない理由については「必要がない」という答が33%。「利用条件を満たしていない」が30%。「制度を知らなかった」が４%ほどで、「利用したが理由については答えない」が10%ほどいます。プライバシーのことだから質問自体に答えないという人も15%ほどいました。所得階層別に見たとき「制度を知らなかった」という答にバラツキが見られます。「制度を知らなかった」という答は100万円未満の階層に最も多い。制度を必要とする所得の少ない人ほどその制度を知らないのです。また、「生活保護を利用していないが、その理由は答えない」というのも収入の少ない人ほど多い。プライバシーの問題だから答えないということとは違って「利用していないけれども、その理由がなんだかよく分からない」ということだと思います。つまり「制度の仕組みとか内容が十分に分かっていない」と考えられます。生活に必要な自動車を手放さないと生活保護が受けられないことや、親戚などに知られるのがいやだという人もいます。国の支援を受けることに抵抗があるという人も多数います。就学援助についても同様です。先ほど触れたように、教員や保護者への説明があまりされていません。「困った人が相談にくればいい」といった感覚で、この制度は運用されているというのが実態のようです。

＜厳しくなった就学援助の認定基準＞

10年間で２倍になった就学援助対象者の増加が、近年、頭打ちになっています。頭打ちになった理由は、国の予算が削られたことによります。小泉「改革」の中の三位一体の改革により、様々な補助金制度の見直しが行われました。就学援助制度についても準要保護者に対する国庫補助制度(1/2の補助)が廃止されました。就学援助は、もともと地方独自の制度であり、自治体独自で行っているので、一括補助にしても市町村における事業が縮小することはないという考えです。2005年に国庫補助を廃止したところ、ちょうどその頃行われていた市町村合併とも重なり「他の市町村と比較して自分のところは出しすぎている」あるいは「自治体の財政も厳しい」ということで、就学援助費を削るところが増えました。

具体的には、所得の基準を引き下げるなど認定基準を厳しくしたり、１人当たりの支給額を減らしたりすることが起こっています。また、子ども手当が施行されたことによって市町村の財政負担が増えたことによる就学援助費の削減といったこともあります。就学援助制度は、給食費や医療費と学用品や学校行事参加費などの二本立てになっていて、全体の費用は2008年で918億円です。給食費は額が決まっているのであまり減っていませんが、額を調整しやすい学用品などが、2007年と2008年を比較すると11億円減っています。

＜自治体による就学援助率の差：その差は何によって生まれるのか＞

就学援助制度の運用は自治体に任されていることをお話ししましたが、その運用の状況は自治体によって差があります。

静岡県の就学援助率の4.6%というのは全国一少ない数字です。生活保護のほうも0.4%で、これも非常に少ないグループに入っています。静岡県が地理的経済的にも恵まれて、子ども

の貧困率が低いということであれば、特に問題はないと思うのですが…。

就学援助率は市町村の財政状況と関係があるといわれています。市町村の財政は、その自治体の住民からの税やそこに立地している企業等からの税収が基盤になっているので、住民の経済力が豊かでないと市町村の財政も苦しくなります。そういう地域であれば、就学援助への要請も高くなります。

北海道や高知県など財政が苦しいけれども就学援助率が非常に高いところがあります。東京都や大阪府などは財政的に余裕がある中で高い率の就学援助を行っています。大阪府、山口県、東京都が三大就学援助熱心都府県です。どうして東京都や大阪府で就学援助が熱心に行われているのか、湯田さんはアンケート調査から次のことを指摘しています。

- 自治体によって就学援助事務のやり方がかなり違う。東京23区や大阪市では就学援助の案内書を全員の子どもに配布し、援助希望の回答を全員から回収している。希望する子だけに回答の提出を求めるのは、子どもにとって酷だという判断により、全員から回収する。
- 全員から回収する方法をとっているのは自治体の規模が大きいほど多く、規模が小さい町村などはあまりしてない。人口8000人未満の町村では、制度の案内書を配布していないところも1/3ほどある。
- 案内書の書き方についても、家族４人で中学生が１人いて小学生が２人いてお父さんがいてお母さんがいる場合は年間所得が○万円以下、などとモデルを示して援助対象になる所得を説明しているところと、所得について説明していないところがある。
- 自治体のホームページや広報誌に載せることも、人口規模が小さい自治体ではあまり行われていない。必要がある人が民生委員さんに相談して、なんとかその制度に辿りつくというやり方が町や村に多く見られる。

就学援助の事務取扱要綱や条例の整備の状況、運用の手引きなどが整えられているかなども、制度の積極的運用と消極的運用に関係しています。

＜自治体の規模と就学援助：就学援助を受けている子どもが０という自治体＞

自治体の規模ごとに就学援助の状況を見ると、都市規模が大きいほど就学援助の率が高いという傾向があります。就学援助の率は高くないが生活保護の率は高いというところもあるので、一概にどこに困っている人が多いのかっていうのはなかなか把握できません。

人口８千人未満の自治体は就学援助に積極的ではないと言いましたが、生活保護のほうは平均以上実施している自治体もあります。一方、人口８千人未満の自治体の中に、生活保護の子どもが誰もいない、０人という所があります。静岡県にもそんな自治体があります。

人口８千人未満の自治体は全国に400弱あります。そのうちのおよそ半分の町村では生活保護を受けている小中学生がひとりもいません。生活保護を受けている人が誰もいないというのではなく、高齢者などで生

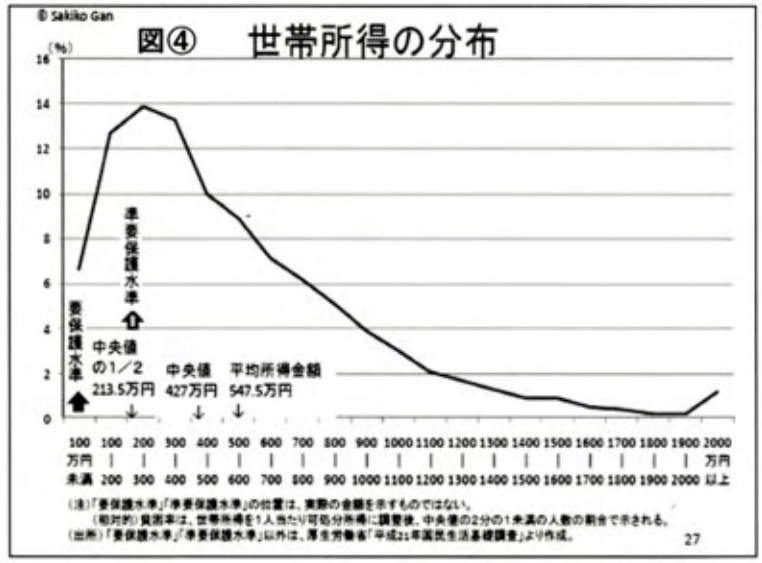

活保護を受けている人はいます。小中学生の子どもがいる、要するに働き盛りとみられる親がいて生活保護を受けるというのは非常に難しいということです。

所得分布（図④）は、左側(平均所得金額より低位のところ)にピークがあってなだらかに下がっていきます。生活保護の方がある程度いたら、その少し右(所得が多い)側に就学援助の対象となるグループがいるというのが一般的だと考えるのですが、制度の実際としてはそうなっていないようです。貧困率を考えるときにも、世帯所得の分布が使われます。貧困率はすべての所得の合算の平均(平均所得金額)ではなく、所得分布の真ん中(中央値)の1/2以下を「貧困」として、そこに含まれる割合を貧困率と呼んでいます。

＜就学援助率が全国で最も低い静岡県＞

下の図(図⑤)は都道府県ごとの要保護と準要保護の割合を示したものです。

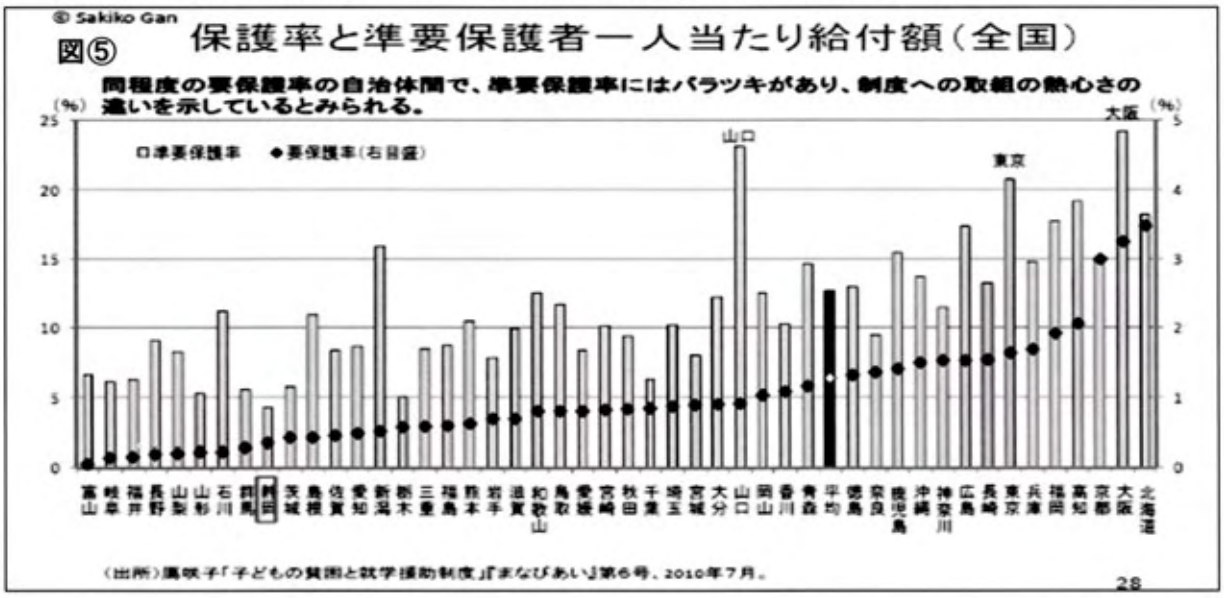

大阪府、東京都、山口県の準要保護率が非常に高い。富山県、岐阜県、福井県など生活保護の割合が低い県がありますが、そういう県でも就学援助はかなり実施されています。静岡県は、生活保護率も低い方ですが、就学援助率は全国で最も低いんです。このような低い就学援助率が妥当なのか考えてみたいと思います。

子どもの貧困率と関係するひとり親の率も地域によって違います。ひとり親の率が最も高いのは高知県で11.8%、神奈川県が最も低くて6.0%です。ひとり親の率は離婚件数とも比例します。ひとり親の率の低い方には、神奈川県、千葉県、埼玉県、滋賀県、愛知県、東京都といった比較的財政力指数の高い県が並びます。静岡県は、低い方から14番目で、ひとり親率は7.7%です。ひとり親率から考えても就学援助率の4.2%というのは、低すぎるのではないでしょうか。

＜静岡県内の地域差＞

静岡県内の各自治体の要保護率・準要保護率にもかなり違いがあります。伊東市、函南町、熱海市、静岡市などは、要保護率に比べ準要保護率が低いグループです。このグループには下田市、東伊豆町、芝川町、森町なども入ります。生活保護率・準要保護率ともある程度高いという、全国的な平均値に近いグループは、沼津市、伊豆の国市、藤枝市、富士市、清水

町などです。あとの自治体はだいたい準要保護率に比べ要保護率が低いという傾向にあります。その中に要保護率が０あるいは０に近いという市町があります。広報の仕方にも自治体によって違いがありますが、静岡県の準要保護率が全国で最も低いこととあわせて、静岡県内の自治体の差や、要保護率０ということについて、学校現場で子どもたちを見ている皆さんの意見を是非聞かせてほしいと思います。

＜子どものための政策について：地域による格差の問題＞

これからの「子どものための政策」ということですが、2005年以降、国の補助金が減らされたと話しましたが、この方法が「いいと思っている」教育委員会の担当者は６％と非常に少ない。（図⑥）もとの国庫補助制度であるとか、国が全部負担するとか、財源が担保された制度が必要だと考えている人が多い。静岡県でも26%の方は全額国庫負担がいいと答えています。財源担保制度が必要という方が30%、従前の国庫補助制度が必要という方も30%います。現行制度の支持率は全国平均よりちょっと高く11%です。

要保護率や準要保護率は地域によって差がある（自治体規模が小さくなると援助率が下がる傾向にある）、ということを見てきましたが、逆に、就学にかかる費用は人口規模が小さいところほど高くなる傾向にあります。住んでいる人は実感していることと思いますが、例えば、中学生になるとクラブ活動等で遠征するには交通費がかかります。人口過疎地では学校までの距離が遠く、通学費がかかるケースも多くなります。移動の費用一つとっても、第３セクターの高い電車しかなかったり、バス代がかかったりします。このような地域による差を政策としてどのように吸収していくかが問われていると思います。

＜子どものための政策について：給食費未納の問題＞

給食費の未納の問題について少し考えてみたいと思います。給食費の未納率は全国平均では１％ですが、これも都道府県によってかなり差があります。一番高いのが沖縄で、全国平均の６倍、次が北海道でだいたい2.5倍です。静岡県は0.5%と全国平均を下回っています。就学援助率との関係で見ると、就学援助率の高かった、東京都、大阪府、山口県は給食費の未納率が低くなっています。沖縄県や北海道、九州、関東の一部の給食費の未納率が高い県の就学援助率はそれほど高くないということが言えます。

給食費の未納の問題は、経済的な問題だけでなく親の規範意識など色々な要因が複合していると考えられますが、給食費未納を少なくする手だては考えて行かなくてはならないと考えます。

「子ども手当を現金で親に配るよりも給食費を無料にしたほうがいい」とういう議論がありましたが、公立中学校で完全給食をやっていない地域がかなりあります。神奈川県や大阪府などでは、給食がないほうが普通の状態です。中学校では弁当が基本になっています。ホームレス中学生』というベストセラーになった本がありましたが、大阪の吹田市の中学校には給食がなかったのです。

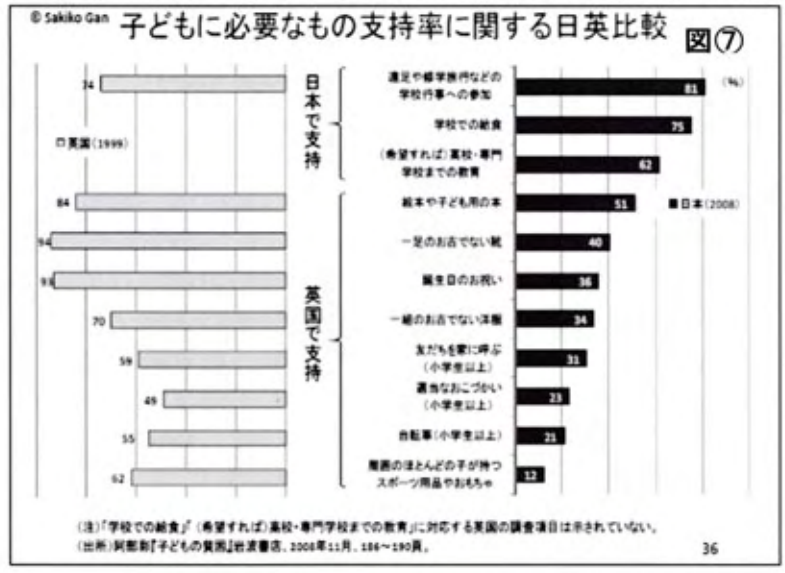

『子どもの貧困』で阿部彩さんが、子どもに必要なものの支持率(どんなものが子どもにとって必要と考えるか)について日本とイギリスの比較をしています（図⑦）。阿部さんは、イギリスに比べて日本では、全般的に子ども必要なものの支持率が低いことを指摘されていますが、逆に日本で非常に支持率が高いものがあります。それが学校給食です。イギリスの調査には「学校給食」「希望すれば高校や専門学校の教育を受けられる」という調査項目がないので日英の比較はできませんが日本では、給食の他、修学旅行や高校教育なども全員の子どもに必要だと考えられています。まず支持率の高いものを優先して、全部の子どもが排除なくそれを受けられるようにする必要があると思います。

＜子どものための政策について：高等学校教育＞

ひとり親の母親の就職が非常に厳しくなった話をしましたが、中卒や高校中退といった学歴に不利がある若者もこの５年の中で就職状況が厳しくなっています。2001年と2006年を比較すると、男性と女性では違いがありますが就労状況が悪化しています。男性の場合、2001年の場合、66%が正社員になっていたけれど、５年経つと35%しか正社員になっていません。増えたのがアルバイトやパートです。女性の場合には、２割しか正社員になれなかったのが、更に半減しています。高校卒業というのは社会的に大きな意味があります。

小中学校(義務教育)の就学にもお金がかかりますが、高校になれば更にお金がかかります。就学援助に必要な予算は全国で数百億円規模ですが、子ども手当を所得制限なしに措置すると数兆円の予算が必要です。財政状況が厳しい中、どのようにお金を使うかということを考えなくてはならないと思います。

＜子どものための政策について：貧困な子どもを排除しない行動計画を実行する＞

国連の子どもの権利委員会は、今年の６月に対日審査を行い、勧告を行い「子どもの間に存在する不平等や格差に対して、権利をベースとして本格的な国内行動計画がない」ことが問題だと指摘しています。

指摘の一つ目は、子どもの権利をベースとして、たとえ一人でも、その子が排除されずに、学校教育を受けられるような枠組みを考えることが必要だということです。すでにイギリスなどでは国レベルの行動計画が実行され、成果を上げています。

次に、不利な状況にある子どもや家庭に対し優先的な、財政的・社会的・心理的支援を提供すべきだと指摘しています。問題はいろいろな原因が複合的絡み合って起きています。経済的な問題だけでなく、社会的孤立、障がいなどに対する複合的な支援を提供するべきだと考えます。生活保護の母子加算の廃止や児童扶養手当の支給を厳しくするなどは逆方向です。

３つ目は、子どもの貧困を根絶するために適切な資源配分をすべきである、ということです。所得制限を設けない一律同額に支給される「子ども手当」が、適切な資源配分の方法であるかどうかについては疑問があります。

＜子どものための政策について：「子ども・若者育成支援法」＞

新しく「子ども・若者育成支援推進法」という法律ができ４月から施行されました。この法律には「日本国憲法及び子どもの権利に関する条約の理念に則り、子ども・若者育成支援の基本理念等を定め、子ども・若者育成支援政策を推進する」ということが謳われています。

すべての児童に対して高校教育を利用可能として利用する機会が与えられるために、例えば、無償教育の導入や財政的援助の提供のような適切な措置をとる、ということが書かれています。すべての児童に対し教育及び職業に関する情報指導が利用可能であり、利用する機会が与えられるものとすることや、登校及び中途退学率の減少を奨励するための措置をとることなども書かれています。

高校は授業料だけ無償になりましたけれども、高校には就学援助制度がないので、奨学金ということになります。しかし、奨学金の場合には成績の条件があります。これだけ多くの人が高校に進学する状況で、成績要件のある奨学金だけは不十分です。高校版の就学援助も必要だと思います。

今日お話した就学援助というのは、人生前半の社会保障と考えるべきだと思います。教育という分野も今社会保障のひとつとして捉え、文部科学省とか厚生労働省とか、といった縦割りでなく情報の共有から施策まで連携して対応していくことが必要だと思います。

＜連携をすすめるために＞

学校現場での工夫ということで、養護教諭の方から、子どもたちの人間関係の問題や登校しぶりなどの相談が増加している、なかでも心の健康問題が多様化して対応に忙しくなっている、保護者との関わり方も難しくなっている、ということを聞きました。多様な問題への対応に追われるうちに、自分のもっている知識や技術というものに自信がもてなくなることがあるとも話していました。

学校では多忙化がすすむ中で、校内の体制づくりと共通理解や連携、お互い抱えている問題について相談する機会の確保、市町の関係機関や児相等との連携に難しさを抱えています。

「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、連携の枠組みを考え始めているところです。問題は多様なため、なかなか難しい面もあると思いますが、連携のあり方について現場でどういうふうに考えられているかということをうかがいたいと思っています。